

商品CFD取引に係るご注意

○ 本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注 1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-727-930（携帯電話からは、03-6221-0190））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の機関に相談することも可能です。

日本商品先物取引協会 相談センター

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号 日庄ビル 6 階
電話：03-3664-6243

（注 1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

商品CFD取引契約締結前交付書面

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

この書面には、「商品CFD取引」（以下、「本取引」といいます。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

CFDとは Contract For Difference の略称であるデリバティブ（金融派生商品）になります。本取引は、商品現物、商品先物（以下、「原資産」という）の価格を参照して行われる取引であり、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額により決済が行われる差金決済取引です。

本取引は、原資産となる商品現物、商品先物の価格を参照して当社が提示する買値、売値の価格をお客様との相対で売買する取引であり、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。

本取引は証拠金取引であり、少額の証拠金を元に、証拠金額を上回る多額の取引を行うことが可能なハイリスク・ハイリターンの取引であり、相場の変動幅が小さくとも多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険を伴います。

したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面だけでなく、取引の仕組みやリスクについて十分研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

商品CFD取引のリスク等重要事項について

商品CFD取引について

・本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。当社がお客様に提示するCFD価格は、原資産の価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するもので

はありません。

- 本取引に際しては、当社が別途定める証拠金を担保として預託していただきます。

商品CFD取引のリスクについて

- 本取引は、原資産の価格を参照して行う取引であるため、原資産の価格の変動や為替相場の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額の20倍の額までのお取引（レバレッジ20倍）を行うことが可能です。

- **価格調整額**

商品 CFD 取引では、当社が定める日に建玉を保有していた場合には、当社で定めた価格調整額が発生します。

価格調整額は、原資産となっている先物の限月交代によって CFD の建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。

- **金利調整額**

商品 CFD 取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額が建玉に発生します。

金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

- 1 単位のお取引をしますと相場が1ドル変動した場合、1ドルの利益・損失が出ることとなります(※原資産が原油・銀の場合は、相場が1ドル変動した場合、10ドルの利益・損失が、天然ガスの場合は、相場が1ドル変動した場合、100ドルの利益・損失が出ることとなります。)

- 取引に必要な証拠金が、取引額の5%であるのに対して、利益・損失は、取引額を基準に発生しますので、ご注意ください。

・商品CFD取引において、決済期日を設けていないため、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。価格調整額は、参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において参照原資産の交代を行うため 期近と期先の価格差を基に算出します。

当社の商品CFD取引は原資産の価格に連動しますので、上記の事例を参考に相場変動の予測をお願いいたします。

・本取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、当社、当社のカバー取引の委託先、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有する通信回線またはシステム機器に障害が発生した場合は、ご注文・約定、または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。

・成行注文は、相場の急激な変動等により、お客様の注文時に当社が表示した価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。

・損失を限定させる目的で行われる逆指値注文は、基準となる逆指値に達した場合に成行発注されるものであり、相場の急激な変動等によりお客様のご指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。

・お客様の決済による未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、「商品CFD取引ルール」に定める条件（以下、「ロスカット条件」といいます。）が成就したときは、ロスカットの対象となる建玉に対する他の注文がキャンセルされ、対象建玉の反対売買がお客様に事前に通知することなくお客様の計算において当社の任意において行われます（以下、このルールを「ロスカットルール」といいます。）。通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害等の理由により、証拠金の差入れまたは建玉の決済が間に合わず、ロスカット条件が成就しロスカットルールが執行されることがあります。また、市場環境によっては、ロスカット価格がロスカット基準適用時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。

・当社は、お客様の受入証拠金を超過する損失の発生を防ぐため、ロスカットルールを導入していますが、相場の急激な変動等により損失が受入証拠金の

額を上回り、不足金が発生することがあります。

不足金が発生した場合、お客様の証券取引口座にある現金の振替手続きを行います。お客様の証券取引口座に不足金を充当するのに十分な余力がない場合、お客様のCFD取引口座にあるすべての建玉を当社の任意で決済させていただきます。

それでも不足金が消えない場合は、不足金の解消に必要な範囲内で、お客様の他の取引口座の建玉、若しくは保有株を当社の任意で決済させていただきます。

- 本取引は、売値（B I D）と買値（A S K）との間にスプレッドがあり、相場状況の急変により、B I D価格とA S K価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

- 当社は、お客様が希望する場合、両建て取引を受託しますが、両建て取引はスプレッドを二重に負担する、損益が固定される等、経済合理性を伴うものではありません。お客様の判断と責任において行ってください。

- 取引システム又は商品先物取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

- 本取引は、日本の法令規則以外にも海外の法令規則に影響を受ける場合があります。また、将来の国内外の法令規則の変更によっては、お客様のCFD取引に影響を及ぼす可能性があります。

- 取引手数料は0円です。

- 当社は、随時任意に特定銘柄、またはすべてのCFD取引について、取扱いの変更またはサービスの提供の終了を決定することがあります。取扱い・サービス提供を終了した場合、お客様の保有建玉は、当社が決定する取扱い・サービス終了日に反対売買により決済いたします。

- お客様から預託を受けた証拠金は、当社が保有する日証金信託銀行株式会社の口座へ金銭信託し、当社の自己資金とは分別して管理しております。

・当社及びお客様資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が発生する可能性があります。

・万一当社が破綻した場合、お客様から預託を受けた証拠金は信託法により保全され、全額が返還されます。

ただし、当社は、信託額の差替えを週次で行うため、差替基準日（信託必要額の算出日）と差替日（信託する日）の間（2営業日）にお預かりした証拠金は、破綻のタイミングによっては信託の対象とならず、一般債権として扱われ、損失を生じる可能性があります。

カバー取引について

当社のカバー取引は下記の外国法人を相手方とするか取次ぎ先とし、下記の外国金融商品市場を執行先として行います。

（取次ぎ先）

商号又は名称：インタラクティブ・ブローカーズ・グループ（Interactive Brokers Group, Inc）

業務内容：証券業、先物取引仲介業務等

監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）

商号又は名称：フィリップノヴァ（Phillip Nova Pte. Ltd.）

監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）

業務内容：先物取引仲介業務

商号又は名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構（U.K. FCA）、英国健全性規制機構（U.K. PRA）

業務内容：銀行業

（執行先）

商号又は名称：シカゴ・マーカンタイル取引所（Chicago Mercantile Exchange）

監督を受けている当局の名称：商品先物取引委員会（CFTC）

商号又は名称：ドイチェ・バンク・エー・ジー（Deutsche Bank AG）

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構（U.K. FCA），英国健全性規制機構（U.K. PRA）

業務内容：銀行業

商号又は名称：ユービーエス・エー・ジー（UBS AG）

監督を受けている外国当局の名称：スイス連邦銀行委員会（Swiss Federal Banking Commission）

業務内容：銀行業

商号又は名称：ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）

監督を受けている当局の名称：英国金融行為機構（U.K. FCA），英国健全性規制機構（U.K. PRA）

業務内容：証券業

商号又は名称：香港上海銀行（The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited）

監督を受けている外国当局の名称：香港金融管理局（香港 HKMA）

業務内容：銀行業

商号又は名称：ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー（JPMorgan Chase Bank N.A.）

監督を受けている外国当局の名称：米国通貨監督局（米国 OCC），米国連邦準備制度理事会（米国 FRB）

業務内容：銀行業

商号又は名称：シティ・バンク・エヌ・エー・ロンドン（Citibank N.A. London）

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構（U.K. FCA），英国健

全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：スタンダードチャータードバンク (Standard Chartered Bank)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA), 英国健全性規制機構 (U.K. PRA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)

監督を受けている当局の名称：英国金融行為機構 (U.K. FCA)

商品CFD取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

商品CFD取引の仕組みについて

当社による商品CFD取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。

1. 商品CFD取引の概要

(1) 取扱銘柄

当社では、商品現物CFD・商品先物CFDを取扱います。

【a】商品現物CFD

- ・商品現物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。
- ・商品現物CFD価格は対象となる原資産の商品現物の市場価格に連動します。
- ・商品現物CFD価格はインターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。

【b】商品先物CFD

- ・商品先物CFD取引に必要な証拠金の最低額は、各建玉の対価の額の5%に相当する円価格です。
- ・商品先物CFD価格は対象となる原資産の商品先物の市場価格に連動します。
- ・商品先物CFD価格は原資産市場において取引されている最新の価格を参照し、当社がお客様向け取引レートとして算出したものです。

(2) スプレッド

当社が提示する価格は、売付けの価格と買付けの価格とが異なっています(この価格差を「スプレッド」といいます)。スプレッドは取引対象により異なります。また、スプレッドは、市場の流動性、価格変動、取引時間により、変動します。

(3) 建玉の返済

保有建玉に対する反対売買が約定した場合、建玉の返済となります。

(4) 価格調整額

商品CFD取引では、当社が定める日に建玉を保有していた場合、当社で定めた価格調整額が発生します。

価格調整額は原資産となっている先物の限月交代によってCFDの建玉に発生する評価損益を調整するものです。参照原資産市場の最終取引日の前の当社が定める日において、参照原資産の期近銘柄と期先銘柄の価格差を基に算出します。

なお、価格調整額の計算式は以下の通りです。

買建玉：(期近銘柄(※1)CFD 終値(MID レート) - 期先銘柄(※2)CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート

売建玉：(期先銘柄 CFD 終値(MID レート) - 期近銘柄 CFD 終値(MID レート)) × 取引単位 × コンバージョンレート

※1 期近銘柄とは、価格調整日(※3)の直近の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高かった原資産の銘柄を意味します。

※2 期先銘柄は、価格調整日を挟んで、以降の一定期間においてカバー取引を行う上で最も流動性が高いと考えられる原資産の銘柄を意味します。

※3 価格調整日は原資産となる限月の期日が訪れるまでの当社が定める日を指します。

(5) 金利調整額

商品CFD取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合には、当社がカバー取引を行う際に発生する金利として金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、毎週金曜日に翌週適用分を更新します。金利情勢の変化等により、金利調整額が変動します。また、マイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める取引証拠金の必要額(必要証拠金)以上の額を、取引証拠金として、当社の定める方法により、当社に預託していただきます。また、商品CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。

(2) 必要証拠金

必要証拠金とは、新規建てを行う場合に必要となる証拠金のことをいいます。

当社の商品CFD取引では、口座全体で証拠金維持率計算は行われず、新規建玉ごとに必要証拠金が設定される証拠金管理制度を採用しています。

必要証拠金の算出方法は以下のようになります。

建玉ごとの必要証拠金 = 約定価格 × 取引単位 × 取引数量 × 証拠金率

商品 CFD の必要証拠金は、取引金額の 5% に相当する日本円です。

(3) 証拠金の追加差入れ

個別の建玉ごとにあらかじめ設定された必要証拠金に加え、取引余力から現金を建玉ごとに任意証拠金として振り替えることで、建玉ごとのレバレッジ及びロスカットレートを細かく調整することができます。

(4) 証券 CFD 取引口座との取引証拠金のやりとりについて

商品 CFD 取引では新規建注文が約定した場合、お客様の証券 CFD 取引口座より商品 CFD 取引口座に自動的に必要証拠金額が振り替えられます。

必要証拠金とは別に、お客様のご都合に応じて取引証拠金を建玉に割り当てることができます。この取引証拠金を任意証拠金と呼ぶものとし、任意証拠金を建玉に割り当てた場合も、お客様の証券 CFD 取引口座より商品 CFD 口座に任意証拠金として割り当てた額が自動的に振り替えられます。

お客様が商品 CFD 取引の決済取引を行なった場合、決済に係る損益金について商品 CFD 口座からお客様の証券 CFD 取引口座に振り替えられます。

(5) 証拠金の種類

当社の商品 CFD 取引で取扱う証拠金は、現金(円貨のみ)となります。株式等、有価証券で代用することはできません。

(6) ロスカットの取扱い

ロスカットとは、建玉の評価損の拡大を防ぐために、お客様の建玉を自動で決済する機能です。当社では、建玉ごとに新規約定時点で自動的にロスカットレートを設定するセーフティバルブシステム (S.V.S) を採用しております。ロスカット発動時には、対象となる建玉に対する他の注文がキャンセルされ、対象建玉のみ反対売買されます。セーフティバルブシステム (S.V.S) では、建玉ごとにあらかじめ「ロスカット幅」が決定されており、買建玉ならば建値に「ロスカット幅」を減算、売建玉ならば建値に「ロスカット幅」を加算することで、新規約定時点で自動的にロスカットレートが設定されます。そのため、証拠金維持率に基づいてロスカットは発動せず、建玉ごとに割り当てられたロスカットレートに

到達するとロスカットが発動し、対象となる建玉のみ反対売買されます。
ロスカット基準の詳細に関しては、CFD取引ルールをご参照ください。

(7) 追加証拠金制度

(a) 当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ) 建玉を保有している個人口座の
お客様に対し取引時間終了時点での口座状況の確認を実施し、同時点における
時価評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を下回った場合、お客
様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をする必要があります。

(b) 追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時まで
に預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をも
って完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口座(株式
現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。))等をい
います。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替
余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続きが行わ
れない場合、追加証拠金の預託がないものとして取扱います。

(c) (b)の日時まで追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社は
お客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意で処分(以下、「強
制決済」といいます。)し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜
債務の弁済に充当することができるものとします。

※強制決済は対象となるお客様に対し順次決済注文を執行するため、(b)の
日における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当時間要
する場合がございます。そのため、原資産市場の相場の変動によっては上記
時点よりも損失が拡大する場合がございます。

(d) お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他
口座への証拠金の振替はできません。

(e) 原資産市場の取引終了時間が通常とは異なる日等には、上記と異なる
追証期限を定めることがあります。その場合は事前にご案内いたします。

(8) 証拠金の返還

お客様の証拠金、当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客
様は、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請
求することができます。

3. 返済に伴う金銭の授受

(1) 返済について

【a】 反対売買による決済

保有している建玉をお客様の注文により決済していただく方法です。

【b】 ロスカット決済

当社のロスカットルールに基づき、建玉ごとに設定されたロスカットレートにCFD価格が到達した時点で自動的に反対売買されます。

(2) 決済代金について

決済損益は、決済方法の違いにより、次のように計算されます。

| 決済方法 | 売買 | 決済損益 |
|-------------|----|-------------------------|
| 反対売買 | 買建 | (反対売買時の約定価格－買建値) × 取引数量 |
| | 売建 | (売建値－反対売買時の約定価格) × 取引数量 |
| ロスカット 決済 | 買建 | (ロスカット決済価格－買建値) × 取引数量 |
| | 売建 | (売建値－ロスカット決済価格) × 取引数量 |

4. 取引に基づき発生する債務の履行方法

お客様が、商品CFD取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

5. 取引証拠金の預託及び返済の方法

商品CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。また、代用有価証券による取引証拠金の充当はできません。

レバレッジが20倍以上となる証拠金の引き出しはできません。

6. 税金

個人のお客様が行った商品CFD取引における益金は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った商品CFD取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

商品先物取引業者は、お客様が商品CFD取引を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

7. 契約の解約事由

次の各号に該当する場合、当社はお客様との商品取引契約を解約することができるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続により、解約の申し入れをされた場合。
- (2) お客様が法令等に違反した場合。
- (3) お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断した場合。
- (4) お客様が取引手数料又は利用料等を支払期日までに支払わなかった場合。
- (5) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
- (6) お客様が当社約款・規程の改訂について同意しない旨を申し出た場合。
- (7) お客様が当社の名誉又は信用を毀損したと当社が判断した場合。
- (8) お客様が当社の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断した場合。
- (9) お客様が暴力団員、暴力団関係者又は総会屋等の社会的公益に反する者に該当すると当社が判断した場合。
- (10) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (11) お客様が、日本国内の居住者でないことが判明した場合、また、お客様から非居住者になる旨の届出があった場合。
- (12) お客様が当社の口座開設申込受付基準に反することが判明した場合。
- (13) お客様の開設口座のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合。
- (14) 前 13 号の他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

商品CFD取引の手続について

お客様が、当社で商品CFD取引（店頭デリバティブ取引）を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。

1. 口座開設

(1) 本書面の交付

商品CFD取引口座の開設を申し込まれる前に、事前に本書面を熟読し、CFD取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて、本書

面を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差し入れをお願いしております（本書面の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付等への承諾をお願いします。）

（２）商品CFD取引口座の開設

商品CFD取引口座の開始にあたっては、当社の本取引の仕組み、本取引のリスク及び当社の本取引の特徴について理解し、商品CFD取引約款、商品CFD取引契約締結前交付書面（本書面）、及び当社の「商品CFD取引ルール」（以下「取引ルール」といいます）の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、商品CFD取引口座の開設をお申込みください。当社では、口座開設審査基準を設け、資産・投資経験・その他の事項を考慮し、口座開設手続きを行います。

2. 注文の方法

お客様は、当社会員ページよりインターネット経由で、商品CFD取引に係る取引注文を行うことができます。電話等それ以外の手段による注文の受託は、システム障害時を含めて一切行いませんのでご了承ください。

3. 注文の指示事項

お客様は、当社に商品CFD取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。

- ・ 銘柄
- ・ 売付または買付の別
- ・ 取引数量
- ・ 注文の種類
- ・ 有効期限
- ・ その他お客様の指示によることとされている事項

4. 注文の執行方法

（１）成行注文

成行注文は注文価格を指定せず、銘柄の別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定する注文方法を指します。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

成行注文では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面上で設

定することができます。その場合には、お客様の注文を当社のサーバで受注した時点における当社の配信価格（以下、「基本価格」といいます）がお客様の発注時に画面表示価格と一致するか、または、お客様が発注時にあらかじめ設定したスリッページ許容幅の範囲以内であれば、お客様の成行注文は当該基本価格で全数量約定しますが、スリッページ許容幅を超えている場合には全数量の注文受付が拒否されます。ただし、お客様に有利な価格となる場合は、スリッページの範囲外であっても成立するものとし、スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、基本価格の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、基本価格が有効な市場価格ではないものとして注文が受け付けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（スリッページ許容幅の設定方法については、操作マニュアルをご確認ください。）

（２）指値注文

指値注文は、お客様が発注価格を指定して発注する注文です。指値注文は、お客様の注文価格が基本価格よりも有利な価格（買い指値注文の場合は配信価格のアスク価格以下の値段、売り指値注文の場合は配信価格のビッド価格以上の値段）として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。

売り指値注文は、基本価格のビッド価格が発注価格以上となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定し、買い指値注文は、基本価格のアスク価格が発注価格以下となった時点で当該注文価格を以って全数量を約定します。

（３）逆指値注文

逆指値注文は、お客様が発注執行のトリガーとなる価格（以下、「トリガー価格」といいます）を指定して発注する注文です。逆指値注文は、受注時における基本価格に対して、不利な価格がトリガー価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。

売り逆指値注文は、基本価格のビッド価格がお客様の指定するトリガー価格と一致またはそれを下回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行し、買い逆指値注文は、基本価格のアスク価格がお客様の指定したトリガー価格と一致またはそれを上回る価格となった時点で当該基本価格を以って全数量を執行します。お客様が指定するトリガー価格と実際の約定価格との間にはスリッページが発生する場合があります。

※前述「2.（7）追加証拠金制度」にある強制決済の執行については、成行注文と同じ扱いとなります。

5. 証拠金の差し入れ

お客様は、商品CFD取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。

6. 反対売買による建玉の返済

保有されている建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有建玉から減少します。

7. オープン（取引開始）時の約定ルールについて

オープン時に有効となっている指値注文及び逆指値注文（売り、買い、新規、決済を問わない）は、同時点でその約定条件を満たしている場合、オープンレート（取引開始後最初の提示レート）で約定します。したがって、指値注文、逆指値注文に関わらずスリッページが発生する可能性があります。

8. 取引成立の報告

お客様の商品CFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により行います。

9. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。

10. その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社コールセンターまでご照会ください。

| |
|--|
| 商品CFD取引の仕組み、取引手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。 |
|--|

商品CFD取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「商品CFD取引行為」といいます。）を業として行う場合に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
2. 商品CFD取引契約（商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために商品CFD取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
3. 商品CFD取引行為の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示した顧客に対し、商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
4. 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方商品CFD取引行為の申込みの勧誘をすること。
5. 商品CFD取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品CFD取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
6. 商品CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品CFD取引契約の締結を勧誘すること。
7. 顧客の指示を遵守することその他の商品CFD取引契約に基づく顧客に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
8. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること。
9. 商品CFD取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
10. 商品CFD取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
11. 商品CFD取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
12. 商品CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品CFD取引契約の締結を勧誘すること。
13. 商品CFD取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
15. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った商品CFD取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方

法により算出される額に達する場合に行うこととする商品CFD取引の決済（次項において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

16. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品CFD取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

17. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと。

18. 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該商品CFD取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと。

19. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う商品CFD取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

20. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。

21. 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

22. 商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号の規定に掲げる行為により商品CFD取引契約を締結した場合において、当該商品CFD取引契約の内容とされた同条第2号ハ又は第3号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

23. 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合す

ることを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号に掲げる行為を行うこと。

24. 商品CFD取引につき、当該商品CFD取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。

25. 商品CFD取引につき、自己又は第三者が当該商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。

26. 商品CFD取引につき、当該商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。

27. 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品CFD取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること。

28. 商品CFD取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品CFD取引を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合、取引の内容に異議がある場合には、下記の当社コールセンターまでご連絡ください。当社コールセンターでは、お客様からの苦情や相談を受け付けております。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

<GMOクリック証券コールセンター> 0120-727-930
(携帯電話からは、03-6221-0190)

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0012 東京都中央区日本橋人形町1-1-1 日庄ビル6階

電話：03-3664-6243

受付：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等を除く）

当社の概要について

| | |
|-----------------|---|
| 商号等 | GMOクリック証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号 商品先物取引業者 農林水産省指令4新食第2087号 経済産業省 20221205 商第6号 |
| 本店所在地 | 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会 |
| 主な事業 | 金融商品取引業、商品先物取引業 |
| 設立年月 | 平成17年10月 |
| 指定紛争解決機関 連絡先 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター <GMOクリック証券コールセンター> 0120-727-930 (携帯電話からは、03-6221-0190) |

商品CFD取引に関する主要な用語

| 用語 | 用語解説 |
|-----------------------------------|--|
| 相対取引 | 取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対で値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法。 |
| アスク (ASK) | お客様が買うことのできる値段。 |
| イフダン (IFD) | 新規注文と決済注文を同時に出すことができ、新規注文が約定後に決済注文が自動的に発注される注文方法。 |
| イフダン・オーシーオー (IFD-OCO) | イフダン注文とオーシーオー注文の両機能を統合したものの。新規注文が約定した場合の決済注文をあらかじめOCO注文で設定することができる便利な注文方法。 |
| 受渡し | 商品CFD取引は、建玉を反対売買し差金決済をします。当社では、差金決済によるお客様との資金の授受を受渡しといたします。 |
| オーシーオー (OCO) | 2つの注文を同時に出して、一方が約定したらもう一方が自動的にキャンセルされる注文方法。 |
| オー・ティー・シー (OTC: Over The Counter) | 相対取引のこと。取引所を介さない取引全般をOTCといたします。 |
| 価格調整額 | 商品先物CFDにおいて、当社で定めた日に建玉を保有した場合、当社で定めた価格調整額が建玉に発生します。 |
| 逆指値注文 | お客様があらかじめ価格を指定し、現在値がその価格に到達すれば注文が約定する注文方法です。相場の急激な変動等によりお客様のご指定された発注価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。 |
| 金利調整額 | ロールオーバーすることにより発生し、その都度受払いが発生します。 |
| 原資産 | デリバティブ取引の対象となる資産のこと。 |
| 原資産市場 | 原資産が取引されている取引所市場。 |
| 差金決済 | 現物の受渡しを伴わない、反対売買をもって差金の授受をする決済。 |
| 指値注文 | 売買価格を明示して注文する注文方法。 |
| 証拠金 | 取引の契約義務の履行を確保するために、担保として預託する保証金。 |
| スプレッド | レートを提示するBIDと、ASKの差のこと。 |
| スリッページ | 顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。 |

| | |
|-------------|---|
| 建玉 | 商品CFD取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。 |
| ツー・ウェイ・プライス | 売値（BID）と買値（ASK）の両方を同時に提示すること。 |
| デリバティブ取引 | 原資産の相場を指標化して将来的にその価値の損益を交換する取引。 |
| 投資可能資金額 | <p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において<u>損失として許容できる金額</u>です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p> |
| トレーリングストップ | 現在値に追随して逆指値価格をリアルタイムで更新する自動売買機能。 |
| 成行注文 | 売買価格を明示せずに注文する注文方法。 |
| ビッド（BID） | お客様が売ることのできる値段。 |
| ミッド（MID） | ASKとBIDの中間の値段 |
| 両建て | 同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。 |
| ロスカット | 損失を確定させる決済取引を行うこと。 |

2025年2月3日
GMOクリック証券株式会社